

新型コロナウイルスに関するお知らせ

【今後のワクチン接種スケジュール】

※決定事項ではないため、変更となることもあります。
※接種開始の詳細については決定後、お知らせします。

接種期間は、9月30日までとお知らせしていましたが、**令和5年3月末まで延長**される見込みです。(9月9日現在)

対象者	接種開始9月下旬	接種開始10月中旬以降
1・2回目接種がまだの方	従来型ワクチンにより1・2回目接種	従来型ワクチンにより1・2回目接種
3回目接種がまだの方	従来型ワクチンにより3回目接種	オミクロン株対応ワクチンによる3回目接種
4回目接種がまだの方	60歳以上の方 基礎疾患等がある方 医療従事者 等	オミクロン株対応ワクチンにより4回目接種
	18歳以上60歳未満の方	—
4回目接種が済んでいる方	—	オミクロン株対応ワクチンにより5回目接種

【オミクロン株対応ワクチン】

※厚生労働省資料より

特性 起源株(武漢株)ノオミクロンBA.1株対応の2価ワクチン(両方の株に対応したワクチン)

※起源株とオミクロン株の両方の成分を含むことにより、今後の変異株に対しても有効である可能性が高いと期待されています。また、従来ワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待されています。

対象年齢 12歳以上(モデルナ社は18歳以上)

1回あたりの接種量 0.3ml

※オミクロン株対応ワクチンについては、9月9日現在、まだ国で承認されていないため、今後承認された場合を想定してのものとなります。

ワクチンの種類	1・2回目接種対象者	3回目接種対象者	4回目接種対象者	5回目接種対象者
ファイザー社ワクチン	12歳以上	12歳以上	・60歳以上 ・18歳以上の 基礎疾患等がある方 医療従事者等	—
モデルナ社ワクチン	12歳以上	18歳以上	—	—
武田社ワクチン (ノババックス)	12歳以上	18歳以上	—	—
アストラゼネカ社 ワクチン	原則40歳以上 (18歳以上も可)	—	—	—
小児用ファイザー社 ワクチン	1回目接種時に 5～11歳	5～11歳	—	—
オミクロン株対応ワクチン (ファイザー社)	—	12歳以上	12歳以上	12歳以上
オミクロン株対応ワクチン (モデルナ社)	—	18歳以上	18歳以上	18歳以上

※上の表は一般的な区分となっていますが、安達管内の医療機関においては、9月9日現在、武田社ワクチンおよびアストラゼネカ社ワクチンを接種できる医療機関はありません。また、1・2回目接種については、ファイザー社ワクチンのみの扱いとなっています。



ワクチンに関する情報



新型コロナウイルス感染症に関する情報



コロナワクチンナビ



◎問い合わせ…
健康増進課ワクチン接種推進係
☎(23)6591 Fax(23)1714

【小児(5歳から11歳)のワクチン接種】

2回目接種より5カ月経過した方から3回目の接種が可能となりました。

- 対象となる方には、順次接種券を送付します。接種券が届いたら、予約の上、接種をお願いします。
- ※現在、二本松市に配分されているワクチンでの接種となります。接種を希望する方は11月までの接種をお勧めします。(小児用ワクチンについては、国からの追加配分が未定となっています。)
- ※他市町村で1・2回目を接種後に二本松市へ転入した場合、「接種券発行申請書」の提出が必要となります。
- ※1・2回目を小児用ワクチンで接種した後に12歳となった場合には、小児用ワクチンではなく、12歳以上用のファイザー社ワクチンで3回目を接種することになります。

小児(5歳から11歳)の接種について、努力義務が適用されました。

小児ワクチンが、オミクロン株に対しても発症予防効果や入院予防効果が有効であることが分かってきたこと、小児の感染者数が増加しており、感染者の増加に伴って重症者数は増加傾向にあることなどから、小児の接種に対しても、努力義務が適用されることとなりました。

※努力義務が適用されても、接種を強制するものではありません。 ◎問い合わせ…健康増進課ワクチン接種推進係 ☎(23)6591 Fax(23)1714

【療養期間等の見直し】

次のとおり見直しとなりました。

- ※1 「発症日」「検体採取日」を『0日目』とカウントします。
- ※2 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることを意味します。

症状等		療養期間
症状がある方 (人工呼吸器等による治療を行った場合を除く)	①自宅・ホテル等の療養者	発症日(※1)から7日間が経過し、症状軽快(※2)後24時間経過した場合には、8日目から療養の解除が可能。 ※ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクがあるため、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。 【感染予防対策】 ①検温など自身による健康状態の確認 ②高齢者等ハイリスク者との接触を控える ③ハイリスク施設への不要不急の訪問を控える ④感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける ⑤マスクの着用
	②入院(高齢者施設の入所者を含む)	発症日から10日間が経過し、症状軽快後72時間経過した場合には、11日目から療養の解除が可能。
無症状の方 (無症状病原体保有者)	③検体採取日(※1)から7日間を経過した場合、8日目に療養の解除が可能。	④また、5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合、5日間経過後(6日目)から療養の解除が可能。 ※ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクがあるため、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。 【感染予防対策】 ①検温など自身による健康状態の確認 ②高齢者等ハイリスク者との接触を控える ③ハイリスク施設への不要不急の訪問を控える ④感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける ⑤マスクの着用
	④また、5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合、5日間経過後(6日目)から療養の解除が可能。	



【療養期間中の外出自粛】

症状がある場合で症状軽快から24時間経過後または無症状の場合には、下記①～③を前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出はできることとなりました。

- ① 外出時や人と接する際は短時間とすること。
- ② 移動時は公共交通機関を使わないこと。
- ③ 外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底すること。

◎問い合わせ…健康増進課予防係 ☎(55)5109 Fax(23)1714